

発行：公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 平成26年4月

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会からの2回目の寄稿となります。  
まず、皆様も良くご承知の最近のニュースをご紹介します。

- ①日本プロゴルフ協会は、副会長と九州地区の理事が在職中に指定暴力団道仁会の会長とゴルフをプレーするなどしていたことが発覚し、会長と全理事を含む代議員が総辞職した。
- ②みずほ銀行がグループ会社のオリエントコーポレーションを通じて、暴力団員などの反社会的勢力に提携ローン融資を数百件していたことが判明し、業務停止など2度の行政処分を受け、頭取らが辞任に追い込まれた。



菅沼弁護士

過去には、「暴力団は必要悪である」として、暴力団の存在を許容し、暴力団との付き合い方も厳しく規制されていなかった時代もありました。しかし、暴力団組織の寡占化や勢力拡大などによって、暴力団が市民生活や企業活動へ多大な害悪を及ぼすのみならず、対立抗争によって罪のない市民に犠牲者が出るなどの事態を招くに至り、社会の暴力団排除の要請が一気に高まり、暴力団排除の徹底が社会的に求められるようになっていきます。この結果、警察 v s 暴力団から社会 v s 暴力団へ、反社会的勢力からの不当要求の拒絶という対症療法から反社会的勢力との一切の関係遮断という根治療法への転換が強く求められる時代となっています。

このように反社会的勢力との一切の関係遮断が社会的要請となっている状況においては、暴力団などの反社会的勢力であることを知りながら、飲食をともにするなどという行為はもってのほかですが、反社会的勢力との取引があるというだけで、たとえ知らずに取引をしていたとしても、企業の社会的評価が毀損され、場合によっては、企業の存続そのものに対するリスク要因となりかねません。これらを顕著に示したのが、上記2つの事件といえます。

特に、みずほ銀行の例では、みずほ銀行が反社会的勢力としてデータベースに登録されていたにもかかわらず放置したとされる数百件の契約のうち、警察などへの照会で反社会的勢力と確認されたのは数件に過ぎなかったとの報告がされています。それでもみずほ銀行は、マスコミからたたかれ、社会的評価が失墜する事態に陥っているのです。

他方、暴力団などに対する規制の強化により、暴力団が暴力団であることを明示して不当要求を行う例はほとんど見られなくなり、また、資金獲得活動の巧妙化などにもとない、反社会的勢力と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性が拡大しています。

そこで、このような事態に対処するため、皆様には、予防的な対応をしっかりと取って頂きたいと思います。具体的な対応方法は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に

示されておりますので、是非確認をして頂きたいと思います。この指針を遵守することはすぐには無理という場合であっても、最低限、暴力団等の反社会的勢力が取引の相手方となることを拒絶することを内容とする暴力団排除条項（以下「暴排条項」という。）を取引契約書等に盛り込んで頂きたいと思います。暴排条項を定めることにより、反社会的勢力との取引関係の発生自体を防止したり、契約関係の事後的解消を容易にしたり、反社会的勢力と交渉する際の大義名分になるなど、大きな効果を発揮することができます。

暴排条項には、①取引の相手方に、暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当しないことを表明及び確約させる表明・確約条項、②反社会的勢力に該当することが判明した場合には、無条件で解除できることを定めた無催告解除条項、③損害賠償・違約金条項などを、具体的な取引内容に則して契約書に盛り込むこととなりますが、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会では、暴排条項を盛り込んだ契約書作成のアドバイスも行っていますので、是非ご相談頂きたいと思います。

#### 寄稿者

越谷市越ヶ谷1丁目11番35号 吾山ビルⅡ 4階

菅沼法律事務所 TEL048-969-3801

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 事務局長 弁護士 菅沼博文

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.62」から編集したものです。